

社会福祉法人聖母会 常勤役員報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人聖母会の役員報酬等について定めるものである。

(定義)

第2条 本規程でいう常勤役員とは社会保険該当の勤務を行う役員をいう。

2 本規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

3 報酬は、法人と委任関係にある役員（以下「役員」という。）の職務執行の対価として支払われるものである。

(常勤役員の勤務報酬)

第3条 社会保険該当以上業務にあたる役員（以下「常勤役員」という。）に対しては、別表1により、月額報酬を支払うことができる。

2 当該報酬以外に、理事会、監事監査、評議員会等に係る支出は、これを行わないものとする。

(出張旅費)

第4条 常勤役員が、法人業務のため出張する場合は、別表2により旅費等を支給することができる。

2 旅費は、実費を支給する。

3 業務遂行に必要な経費を、実費を原則として支給できる。

4 旅費は実情を考慮し、増額することができる。

5 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

(報酬の支給日等)

第5条 報酬は毎月25日に支給する。

2 ただし、前項の支給当日が金融機関の休日の場合には、その前日に繰り上げて支給する。

(報酬の支払と控除)

第6条 報酬は通貨で直接役員にその全額を支給する。ただし法令に別段の定めがあるものについては、これを控除して支給することができる。

なお、常勤役員の同意を得た場合には、当該常勤役員が指定する金融機関の当該常勤役員の預金口座等への振込によることができる。

(兼務役員)

第7条 施設等の職員を兼務する常勤役員は、施設の職員としての業務を除く法人職務に限り、この規程を適用することができる。

(改正)

第8条 本規程の改正は、評議員会の議決を経なければならない。

付 則

この規程は、平成28年4月1日より施行する。

この規程は、平成29年4月1日より施行する。

この規程は、平成30年7月1日より施行する。

(別表)

この規程には、次の別表を添付する。

別表1 報酬額表

別表2 出張旅費表

別表 1

報酬額表

名 称	報 酬	諸手当
常勤理事業務報酬額（月額）	600,000円以内	諸手当については、聖母会本部事務局の給与規程に準ずる。 （賞与は除く）
理事長職務手当（月額）	200,000円以内	
<p>報酬の支給は、毎月25日とする。</p> <p>理事長について、出勤が0日の月の報酬・諸手当は支給しない。</p> <p>常勤理事については、出勤0日の月の報酬・諸手当は支給しない。</p> <p>役員の報酬額の改正は評議員会の議決を経なければならない。</p>		

別表 2

出張旅費表（日額）

旅 費	実費		
日 当	5,000円		
宿泊費	一泊20,000円以内実費		
食事代	朝食500円	昼食1,000円	夕食2,000円

備考 日当は一泊以上とする。
朝食については、朝6:00前に出宅の場合に支給する。
夕食については、帰宅・帰事務局に20:00以降となる場合に支給する。

社会福祉法人聖母会 非常勤役員報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人聖母会の役員（以下「役員等」という。）の報酬等について定めるものである。

(定義)

第2条 本規程でいう非常勤とは社会保険勤務に該当しない勤務をいう。

- 2 本規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。
- 3 報酬は、法人と委任関係にある役員の職務執行の対価として支払われるものである。
- 4 社会保険勤務に該当しない役員等を対象に以下の各条を適用するものとする。

(理事会の出席報酬等)

第3条 理事長及び理事が理事会に出席したときは、別表1により1日分の報酬及び実費弁償費を支払うことができる。なお、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第4条の報酬及び実費弁償費はこれを支払わないものとする。

- 2 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。
- 3 施設に勤務する理事が理事会に出席したときは実費弁償費のみ支払うことができる。実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(役員勤務報酬等)

第4条 理事長が理事会及び評議員会（出席）以外の日において、法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

- 2 理事が理事会（出席）以外の日において、理事長等の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。
- 3 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(監事の報酬等)

第5条 監事が理事会及び評議員会に出席したときは、別表1により1日分の報酬及び実費弁償費を支払うことができる。なお、理事会に出席し、かつ同一日に開催された評議員会に出席したときは、評議員会出席に係る報酬及び実費弁償費を支払わないものとする。また、同日にあわせて監事業務を行った場合であっても、本条次項の報酬及び実費弁償費はこれを支払わないものとする。

- 2 監事が理事会及び評議員会（出席）以外の日において、法人及び施設の指導検査への立会及び運営状況の指導または監査の業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。
- 3 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(出張旅費)

第6条 役員等が、法人業務のため出張する場合は、別表3により報酬及び旅費等を支給することができる。

2 旅費は、実費を支給する。

3 業務遂行に必要な経費を、実費を原則として支給できる。

4 旅費は実情を考慮し、増額することができる。

5 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

(報酬の支給日等)

第7条 報酬は理事会・評議員会出席時または法人及び施設の運営のための業務にあたった勤務当日に現金で支給するものとする。

ただし、法人業務のための出張及び研修会参加の役員報酬・日当・交通費に関しては、当月末日までに支給するものとする。

(報酬の支払と控除)

第8条 報酬は通貨で直接役員にその全額を支給する。ただし法令に別段の定めがあるものについては、これを控除して支給することができる。

なお、非常勤役員の同意を得た場合には、当該非常勤役員が指定する金融機関の当該非常勤役員の預金口座等への振込によることができる。

(兼務職員)

第9条 施設等の職員を兼務する役員は、施設の職員としての業務を除く法人職務に限り、この規程を適用することができる。

(改正)

第10条 本規程の改正は、評議員会の議決を経なければならない。

付 則 この規程は、平成28年4月1日より施行する。

この規程は、平成29年4月1日より施行する。

この規程は、平成29年7月1日より施行する。

この規程は、平成30年7月1日より施行する。

(別表)

この規程には、次の別表を添付する。

別表1 理事会・評議員会報酬

別表2 役員勤務報酬

別表3 出張旅費表

別表1

理事会・評議員会報酬

(日額)

名 称	報酬	実費弁償費	施設職員兼務
理事会出席報酬等	25,000円	23区交通2,000円	
		23区外交通費3,000円	
理事会出席報酬等	0円	23区交通2,000円	施設に兼務する理事
		23区外交通費3,000円	
監事・理事会・評議員会出席報酬等	25,000円	23区交通2,000円	
		23区外交通費3,000円	

備考 報酬額は所得税を除いた額を表示。

実費弁償費について、新宿区にある事業所及び居住地のある理事・監事には支給しない。

別表2

役員勤務報酬

(日額)

名 称	報酬	実費弁償費
理事長業務報酬等	35,000円	23区交通2,000円
		23区外交通費3,000円
理事業務報酬等	25,000円	23区交通2,000円
		23区外交通費3,000円
監事監査指導報酬等	25,000円	23区交通2,000円
		23区外交通費3,000円

備考 報酬額は所得税を除いた額を表示。

実費弁償費について、新宿区にある事業所及び居住地のある理事・監事には支給しない。

別表3

出張旅費表

(日額)

旅 費	実 費		
報 酬	20,000円		
日 当	5,000円		
宿泊費	一泊20,000円以内実費		
食事代	朝食500円	昼食1,000円	夕食2,000円

備考 日当は一泊以上とする。

朝食については、朝6:00前に出宅の場合に支給する。

朝食について宿泊施設等により提供の場合は、その額とする。

夕食については、帰宅・帰事務局に20:00以降となる場合に支給する。